

事業計画書

(自 平成 30 年 4 月 1 日 ～ 至 平成 31 年 3 月 31 日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団

はじめに

当法人は、「創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立され、この目的を進めるために、皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、公益性の高い法人としてわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

当法人の助成事業は、設立者からの寄附財産及びそれから得られる果実を主たる資金として実施いたします。

1. 実施事業

研究助成事業

今年度は、引き続き設立来の重点事業である、「皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成」を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

1) 第3回 高木賞の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

ア) 実施根拠

定款第4条第1項第1号に基づき「皮膚科学に関する研究に対する助成」を実施します。

イ) 目的

皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、この分野の治療、研究の振興を図り、もってわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的とします。

ウ) 概要

【助成対象】 日本皮膚科学会認定皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者。

応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し、申請時に満50歳以下とします。

疫学調査等を行う研究グループの代表者は年齢を問わない。

大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。

1施設から1テーマの応募とします。

【助成額と件数】 応募金額として500万円の申請をされた応募案件の中から500万円を2件、250万円の申請をされた応募案件の中から250万円を4件、計6件 総額2000万円を助成の目処とします。

- 【助成期間】 平成 31 年 4 月から 2 か年
- 【募集方法】 医育機関名簿に記載のある皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内の大学へ募集要項を送付します。
また、財団ホームページに募集要項を掲載します。
平成 30 年 10 月 1 日～11 月 30 日の間に所定の応募用紙に記入のうえ、所属機関の所属部門長（教授、部長など）の応募確認を得た上で、財団事務局へ郵送していただきます。
- 【選考方法】 外部委員で構成する当法人の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法およびその研究計画の妥当性を勘案して書類審査し、平成 31 年 3 月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 【成果報告】 研究報告書、収支報告書の徴求
助成期間終了後に皮膚科学関連セミナー等での成果発表や研究結果報告書集の発行などを検討します。

工) 選考委員会

公益的な観点から助成先を選考するため、皮膚科学に精通した有識者 6 名から構成される選考委員会により公正かつ厳正に評価します。

2) 第 2 回高木賞の助成実施

ア) 高木賞 贈呈式

平成 29 年 10 月 1 日～同年 11 月 30 日にかけて第 2 回高木賞の募集を実施し、合計 28 件の応募を受け付けました。

平成 30 年 2 月 2 日の選考委員会で選定し、同年 3 月 2 日の理事会で決定した案件について、以下の内容で贈呈式を執り行います。

場所：大阪市都島区綱島町 9-10 太閤園

日時：平成 30 年 4 月 21 日 15 時～17 時 30 分

内容：各受賞者に実施予定の研究内容を発表していただいた後、財団、受賞者間での交流を兼ねた懇親会を実施します。

イ) 第2回高木賞 受賞者

500万円の受賞者 2名 および 250万円の受賞者 4名

ウ) 助成金の支給

受賞者に対し、各所属機関の所定の方法に従い平成30年4月1日以降に助成金を支給します。

2. 法人運営

ア) 理事会

日程	平成30年 5月18日(予定)	平成31年 3月(予定)
議題	・平成29年度事業報告、決算報告の審議 ・第3回 高木賞募集要項の審議 ・理事長及び常務理事の職務執行状況の報告	・第3回 高木賞 受賞者の決定 ・平成31年度事業計画書の審議 ・平成31年度予算書の審議 ・理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

イ) 評議員会

日程	平成30年6月15日(予定)
議題	・29年度の事業報告 ・計算書類の審議 ・理事、評議員の選任 ・第2回高木賞 受賞者決定の報告

3. 法人財源に関する検討

財団の財源

当法人の設立趣旨及び目的は、創造的な研究の奨励等に関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この趣旨及び目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした個人・団体からの寄附を運用することで得られる果実を財源とします。

4. 広報活動

財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じて財団の広報活動に取り組みます。

第 2 回高木賞の受賞者についての受賞者名、所属機関、研究テーマ及び研究概要を財団のホームページ等に掲載して財団の広報活動に取り組みます。

以上